

第3章 労働争議の調整等

1 労働争議の調整

(1) 概 要

令和5年の新規申請件数は2件、係属件数は3件であった。

ア 取扱状況

令和5年に係属した労働争議の調整は、前年からの繰越が1件、新規申請が2件の計3件で、全てが終結し、次年繰越はなかった。

なお、調整手続は、全てあっせんであった。(表1)

表1 取扱状況 (単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
31・元		-	2	2	1	1
2		1	3	4	4	-
3		-	6	6	6	-
4		-	6	6	5	1
5		1	2	3	3	-
平均件数		0.4	3.8	4.2	3.8	0.4

イ 新規申請の状況

(7) 開始事由別状況

開始事由別では、2件全て当事者の申請によるもので、職権によるものはなかった。

また、申請者別では、2件全て組合からの申請であった。(表2)

表2 開始事由別新規申請件数 (単位：件)

年	区分	当 事 者 申 請			職 権	計
		組 合	使 用 者	双 方		
31・元		2	-	-	-	2
2		3	-	-	-	3
3		6	-	-	-	6
4		6	-	-	-	6
5		2	-	-	-	2
平均件数		3.8	-	-	-	3.8

(4) 月別状況

月別にみると、1月と7月が各1件であった。(表3)

表3 月別新規申請件数 (単位：件)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
		31・元	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
2	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	3
3	-	-	1	-	-	-	-	4	-	1	-	-	-	6
4	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	1	6
5	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2
平均件数		0.2	0.2	0.2	-	-	0.6	1.4	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	3.8

(ウ) 産業別状況

産業別では、教育、学習支援業及び医療、福祉が各1件（50.0%）であった。（表9）

(エ) 規模別状況

組合規模別では、組合員数201～500人が2件（100%）であった。（表4）

企業等規模別では、従業員数11～20人、1,001人以上が各1件（50.0%）であった。

（表5）

表4 組合規模別新規申請件数

（単位：件）

規模 年	10人 以下	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 200人	201～ 500人	501～ 1,000人	1,001人 以上	非公表	計
31・元	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2
2	1	-	-	-	1	1	-	-	-	3
3	-	2	-	1	3	-	-	-	-	6
4	1	1	-	-	3	-	1	-	-	6
5	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
平均	0.4	0.6	0.2	0.2	1.4	0.6	0.4	-	-	3.8

表5 企業等規模別新規申請件数

（単位：件）

規模 年	10人 以下	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 200人	201～ 500人	501～ 1,000人	1,001人 以上	計
31・元	1	-	-	-	-	-	-	1	2
2	2	1	-	-	-	-	-	-	3
3	1	-	-	4	1	-	-	-	6
4	-	-	2	-	-	1	1	2	6
5	-	1	-	-	-	-	-	1	2
平均	0.8	0.4	0.4	0.8	0.2	0.2	0.2	0.8	3.8

(オ) 調整事項別状況

新規申請件数は、2件であるが、調整事項が複数ある事件があるため、調整事項別件数は、6件となり、「貸金等」及び「団交促進」が各2件（33.3%）、「経営又は人事」及び「その他」が各1件（16.7%）であった。（表10）

(カ) 組合系統別状況

組合系統別では、連合が1件（50.0%）、全労連が1件（50.0%）であった。

(キ) 発生地域別状況

発生地域別では、2件全て京都市域であった。

ウ 終結状況

令和5年に係属した3件全て終結した。(表6)

表6 終結状況

(単位：件)

年	区分	解 決			打切り (不応諾)	取下げ	計	(参考) (%)	
		案提示	その他	小 計				解決率	案提示率
31・元		1	-	1	-(-)	-	1	100.0	100.0
2		4	-	4	-(-)	-	4	100.0	100.0
3		4	-	4	2(-)	-	6	66.7	66.7
4		3	-	3	2(1)	-	5	60.0	60.0
5		2	-	2	1(-)	-	3	66.7	66.7
平均件数		2.8	-	2.8	1.0	-	3.8	73.7	73.7

(注) 1 () は不応諾の件数で、内数である。

$$2 \text{ 解決率} = \frac{\text{解 決}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100 \quad \text{案提示率} = \frac{\text{案提示}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100$$

エ 調整回数及び調整係属日数

終結した事件の調整回数は平均1.3回、調整係属日数は平均102.3日であった。

(表7、8)

表7 調整回数

(単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	計	平均回数 (0回を除く)
		31・元	-	-	1	-	-		
2		-	4	-	-	-	-	4	1.0回
3		-	4	1	1	-	-	6	1.5回
4		1	3	1	-	-	-	5	1.3回
5		-	2	1	-	-	-	3	1.3回
平均件数		0.2	2.6	0.8	0.2	-	-	3.8	1.3回

表8 調整係属日数

(単位：件)

年	日数	5日以内	6～10日	11～20日	21～30日	31～50日	51～100日	101日以上	計	平均日数
		31・元	-	-	-	-	-	1		
2		-	-	-	1	2	1	-	4	43.3日
3		-	-	-	-	1	3	2	6	86.7日
4		-	-	-	1	2	2	-	5	51.8日
5		-	-	-	-	-	2	1	3	102.3日
平均件数		-	-	-	0.4	1.0	1.8	0.6	3.8	70.5日

表9 産業別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	31・元	2	3	4	5	平均件数
農業，林業		-	-	-	-	-	-
建設業		-	-	-	-	-	-
製造業		-	2	3	-	-	1.0
食料品製造業		-	1	1	-	-	0.4
窯業・土石製品製造業		-	1	1	-	-	0.4
はん用機械器具製造業		-	-	1	-	-	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	-	-	-	-	-
運輸業，郵便業		-	-	-	1	-	0.2
道路貨物運送業		-	-	-	1	-	0.2
卸売業，小売業		-	-	-	-	-	-
金融業，保険業		-	-	-	-	-	-
不動産業，物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
学術研究，専門・技術サービス業		1	-	-	-	-	0.2
専門サービス業(他に分類されないもの)		1	-	-	-	-	0.2
宿泊業，飲食サービス業		-	-	-	1	-	0.2
生活関連サービス業，娯楽業		-	-	-	-	-	-
教育，学習支援業		-	-	2	2	1	1.0
医療，福祉		1	-	-	2	1	0.8
医療業		1	-	-	1	-	0.4
保健衛生		-	-	-	1	-	0.2
社会保険・社会福祉・介護事業		-	-	-	-	1	0.2
複合サービス事業		-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)		-	1	1	-	-	0.4
機械等修理業		-	1	-	-	-	0.2
政治・経済・文化団体		-	-	1	-	-	0.2
公務		-	-	-	-	-	-
合 計		2	3	6	6	2	3.8

表 10 調整事項別新規申請件数

(単位：件)

区 分	年	31・元	2	3	4	5	平均件数
組合承認・組合活動		-	1	-	1	-	0.4
協定締結・全面改定		-	-	-	-	-	-
協約効力・解釈		-	-	-	-	-	-
賃 金 等		3	3	7	5	2	4.0
賃 金 増 額		1	1	2	-	1	1.0
一 時 金		1	1	2	1	1	1.2
諸 手 当		-	1	-	-	-	0.2
退職一時金・年金		-	-	1	1	-	0.4
解雇手当・休業手当		-	-	-	1	-	0.2
その他賃金に関するもの		1	-	2	2	-	1.0
給与以外の労働条件		-	-	2	-	-	0.4
労働時間		-	-	1	-	-	0.2
休日・休暇		-	-	1	-	-	0.2
作業方法の変更		-	-	-	-	-	-
定 年 制		-	-	-	-	-	-
その他の労働条件		-	-	-	-	-	-
経営又は人事		-	-	2	2	1	1.0
事業休廃止・事業縮小		-	-	-	-	-	-
企業合併・営業譲渡		-	-	-	-	-	-
人員整理		-	-	-	-	-	-
配置転換		-	-	-	1	-	0.2
解 雇		-	-	1	-	-	0.2
その他の経営人事		-	-	1	1	1	0.6
福 利 厚 生		-	-	-	-	-	-
団 交 促 進		1	3	5	3	2	2.8
事 前 協 議 制		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	1	0.2
合 計		4	7	16	11	6	8.8

(注) 複数の調整事項を含む労働争議があるため、本表の件数と新規申請件数とは一致しない。

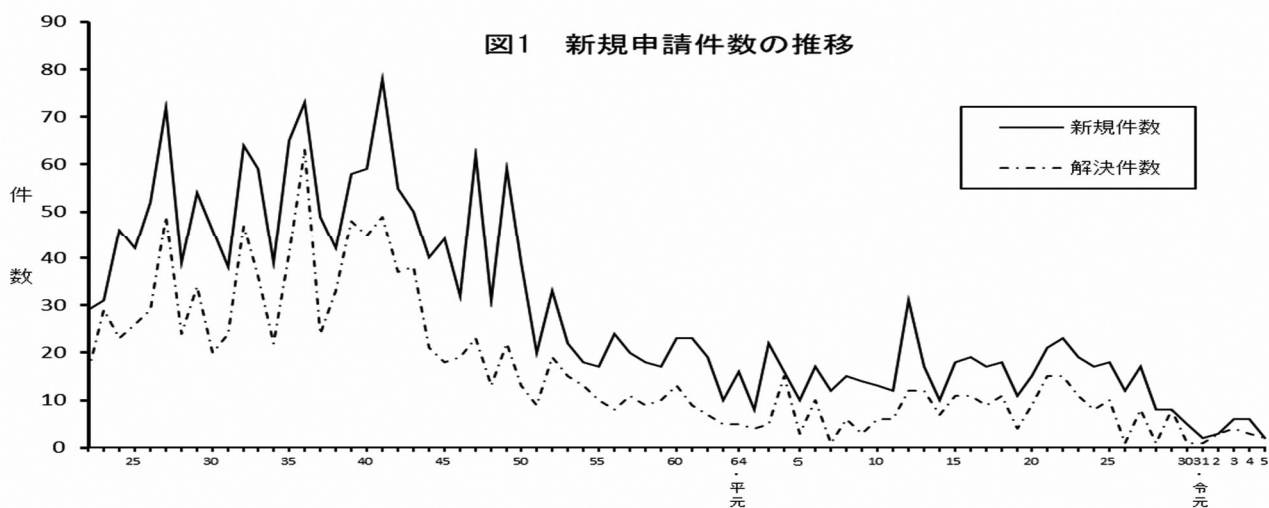
表 11 年別取扱・処理件数

(単位：件)

年	区分	係 属 件 数		終 結 件 数				次年繰越	
		前年繰越	新規件数	計	解 決	打切り・不調	取下げ		計
21		-	3	3	2	-	1	3	-
22		-	29(11)	29(11)	16(6)	4(2)	2	22(8)	7(3)
23		7(3)	31(7)	38(10)	29(8)	6(1)	2(1)	37(10)	1
24		1	46(8)	47(8)	23(5)	13(1)	9(2)	45(8)	2
25		2	42(6)	44(6)	26(1)	5(1)	10(1)	41(3)	3(3)
26		3(3)	52(14)	55(17)	29(5)	13(9)	11(3)	53(17)	2
27		2	72(10)	74(10)	49(3)	12(6)	11(1)	72(10)	2
28		2	39(2)	41(2)	24	6(1)	9(1)	39(2)	2
29		2	54(3)	56(3)	34(1)	9(1)	10	53(2)	3(1)
30		3(1)	46(3)	49(4)	20(1)	10(2)	18(1)	48(4)	1
31		1	38	39	24	3	11	38	1
32		1	64(2)	65(2)	47	8(1)	9(1)	64(2)	1
33		1	59(4)	60(4)	36	8(2)	13(2)	57(4)	3
34		3	39	42	22	11	9	42	-
35		-	65	65	41	15	4	60	5
36		5	73(2)	78(2)	63	11(1)	4(1)	78(2)	-
37		-	49	49	24	7	18	49	-
38		-	42	42	33	4	5	42	-
39		-	58	58	48	9	1	58	-
40		-	59	59	45	9	4	58	1
41		1	78	79	49	9	20	78	1
42		1	55(1)①	56(1)①	37①	17(1)	1	55(1)①	1
43		1	50	51	38	9	4	51	-
44		-	40	40	21	12	6	39	1
45		1	44(3)	45(3)	18	20(3)	3	41(3)	4
46		4	32(3)	36(3)	19(1)	12(2)	4	35(3)	1
47		1	62(20)	63(20)	23(1)	14	26(19)	63(20)	-
48		-	31(5)	31(5)	13	10(1)	7(4)	30(5)	1
49		1	59(20)	60(20)	22(4)	13	25(16)	60(20)	-
50		-	39(1)①	39(1)①	13	20(1)	6①	39(1)①	-
51		-	20	20	9	7	4	20	-
52		-	33	33	19	10	4	33	-
53		-	22	22	15	4	2	21	1
54		1	18	19	13	2	3	18	1
55		1	17	18	10	4	4	18	-
56		-	24	24	8	5	5	18	6
57		6	20	26	11	8	6	25	1
58		1	18	19	9	6	3	18	1
59		1	17	18	10	3	4	17	1
60		1	23	24	13	6	3	22	2
61		2	23	25	9	9	6	24	1
62		1	19	20	7	10	2	19	1
63		1	10	11	5	3	2	10	1
元		1	16	17	5	8	2	15	2
2		2	8	10	4	3	-	7	3
3		3	22	25	5	5	4	14	11
4		11	16	27	15	10	1	26	1
5		1	10	11	3	6	-	9	2

年	区分	係 属 件 数			終 結 件 数				次年繰越
		前年繰越	新規件数	計	解 決	打切り・不調	取下げ	計	
6		2	17	19	10	4	4	18	1
7		1	12(1)	13(1)	1	11(1)	1	13(1)	-
8		-	15	15	6	4	4	14	1
9		1	14	15	3	6	4	13	2
10		2	13②	15②	6②	6	1	13②	2
11		2	12	14	6	7	-	13	1
12		1	31(11)③	32(11)③	12③	17(11)	2	31(11)③	1
13		1	17	18	12	4	1	17	1
14		1	10	11	7	3	1	11	-
15		-	18	18	11	3	-	14	4
16		4	19	23	11	8	2	21	2
17		2	17	19	9	5	2	16	3
18		3	18	21	11	8	-	19	2
19		2	11	13	4	7	1	12	1
20		1	15	16	9	4	-	13	3
21		3	21	24	15	5	1	21	3
22		3	23	26	15	5	1	21	5
23		5	19	24	11	8	2	21	3
24		3	17	20	8	8	3	19	1
25		1	18	19	10	8	1	19	-
26		-	12	12	1	7	-	8	4
27		4	17	21	8	8	1	17	4
28		4	8	12	1	5	1	7	5
29		5	8	13	8	3	1	12	1
30		1	5	6	1	4	1	6	-
31・元		-	2	2	1	-	-	1	1
2		1	3	4	4	-	-	4	-
3		-	6	6	4	2	-	6	-
4		-	6	6	3	2	-	5	1
5		1	2	3	2	1	-	3	-
計			2,192 (137)⑦		1,268 (36)⑥	571 (48)	353 (53)①	2,192 (137)⑦	

(注) 1 () 内は調停、○内は仲裁の件数で、内数である。
2 昭和42年の仲裁は、仲裁委員会を設けずに対処した任意仲裁である。



(2) 係属状況一覧表

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	調整区分 申請者区分 労：組合 使：使用者 双：双方	申請年月日 調整員指名年月日 終結年月日	調整回数 係属日数 調整日数	調整員
令4-6 道路貨物運送業	<p>組合が、組合事務所の貸与条件の調整などを求めてあっせんを申請</p> <p>-----</p> <p>【あっせん案要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は、指定する区画内で無償貸与した組合事務所に空調設備を設置する。 ・組合は光熱水費月額〇円を負担する。 ・当事者双方は、あっせん案を踏まえ、確認書を作成する。 	解決 (案提示)	あっせん 労	<p>4.12.21</p> <p>4.12.26</p> <p>5.3.20</p>	<p>1回</p> <p>90日</p> <p>85日</p>	<p>土田(公)</p> <p>師玉(労)</p> <p>塩尻(使)</p>
令5-1 教育、学習支援業	<p>組合が、組合員に対する研修命令の取消しなどを求めてあっせんを申請</p> <p>-----</p> <p>【打切り理由】</p> <p>当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため</p>	打切り	あっせん 労	<p>5.1.16</p> <p>5.1.18</p> <p>5.6.2</p>	<p>2回</p> <p>138日</p> <p>136日</p>	<p>藤井(公)</p> <p>亀山(労)</p> <p>南島(使)</p>
令5-2 社会保険・社会福祉・介護事業	<p>組合が、賃上げ額の上積みなどを求めてあっせんを申請</p> <p>-----</p> <p>【あっせん案要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は、団体交渉において、経営資料を提出し、その内容の説明に当たっては、丁寧かつ誠実に対応する。 ・労使双方は、2023年度賃上げ額等の決定権限が所長にあることを確認し、良好な労使関係の構築を図り、円満に解決を図る努力をする。 	解決 (案提示)	あっせん 労	<p>5.7.24</p> <p>5.7.25</p> <p>5.10.10</p>	<p>1回</p> <p>79日</p> <p>78日</p>	<p>藤井(公)</p> <p>亀山(労)</p> <p>南島(使)</p>

(注) 「係属日数」は申請日から終結日までの日数で、「調整日数」は調整員指名日から終結日までの日数である。

2 争議行為予告通知及び実情調査

(1) 争議行為予告通知の状況

令和5年において、当委員会が受理した労調法第37条第1項の規定による公益事業の争議行為予告通知は40件である。業種別にみると、全てが医療であった。（表1）

表1 争議行為予告通知取扱状況 (単位：件)

年	業種	運輸	郵便・電気通信	水道・電気・ガス	医療	公衆衛生	計
31・元		-	-	-	50*	-	50
2		-	-	-	50*	-	50
3		-	-	-	45	-	45
4		-	-	-	42	-	42
5		-	-	-	40	-	40
平均件数		-	-	-	45.4	-	45.4

(注) ※は、他府県にも争議行為実施場所があるため中央労働委員会へ報告したもの

(2) 実情調査の状況

令和5年に実施した労働委員会規則第62条の2第1項の規定による労働争議の実情調査の件数は68件である。業種別にみると、医療46件、運輸22件であった。（表2）

また、これを労働争議の調査事項別にみると、延べ104件である。（表3）

表2 業種別実情調査取扱状況 (単位：件)

年	業種	公益事業					非公 益事 業	計	
		運輸	郵便・電気通信	水道・電気・ガス	医療	公衆衛生			
31・元		21	-	-	50	-	71	-	71
2		14	-	-	53	-	67	-	67
3		22	-	-	48	-	70	-	70
4		14	-	-	50	-	64	-	64
5		22	-	-	46	-	68	-	68
平均件数		18.6	-	-	49.4	-	68.0	-	68.0

表3 調査事項別取扱状況

(単位：件)

年	区分	賃金等				給与以外の労働条件		経営 人事	計	
		賃上げ	一時金	諸手当	その他	小計	労働時間			休日 休暇
31・元		37	64	-	-	101	6	-	6	113
2		38	66	-	-	104	-	-	-	104
3		36	63	-	-	99	-	5	1	105
4		37	61	-	2	100	-	-	-	100
5		37	61	-	-	98	5	-	1	104
平均件数		37.0	63.0	-	0.4	100.4	2.2	1.0	1.6	105.2